

令和 8 年度愛媛県家畜導入緊急支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 県は、飼料高騰等による経営環境の悪化により家畜飼養頭数の削減等を余儀なくされている畜産農家の経営安定を図るため、畜産農家の素畜導入等の取組みに要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則(平成 18 年愛媛県規則第 17 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、令和 8 年度愛媛県家畜導入緊急支援事業費補助金を交付する。

(事業主体)

第 2 条 この事業の事業主体は、次の者とする。

- (1) 愛媛県酪農業協同組合連合会
- (2) 公益社団法人愛媛県畜産協会
- (3) 全国農業協同組合連合会愛媛県本部
- (4) 一般社団法人愛媛県配合飼料価格安定基金協会

(事業の内容等)

第 3 条 本事業は、事業主体が、素畜の導入等により経営の維持強化に意欲ある畜産農家(以下「取組農家」という。)を支援するのに必要な経費を交付するものとする。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(事業計画の承認申請及び補助金の交付申請)

第 5 条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、事業計画承認申請及び補助金交付申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(事業計画の承認及び補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画を承認するとともに必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 取組農家の追加及び削除

(2) 補助金額の変更

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況の報告を求めることができる。

2 補助事業者は前項により知事から事業遂行状況の報告を求められた場合は、事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内に、実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書きに該当した各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報

告書（様式第 6 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第 11 条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、相当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第 7 号）を速やかに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 13 条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第 14 条 知事は、前 2 条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 8 号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（財産の管理）

第 15 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超える半（ただし、第 4 条別表の補助対象経費の欄のウに該当するものは除く）とする。

2 規則第 22 条第 2 項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間）とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の返還等)

第16条 知事は、補助事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱に違反したとき又は補助事業に関し不正があったとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- (4) 補助事業の実施が著しく不相当と認めるとき
- (5) その他、知事が必要と認めるとき

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則 (令和8年3月25日付7畜第1081号)

- 1 この要綱は、令和8年3月25日から施行する。

別表

事業	補助対象経費	補助率
1 素畜導入支援費	経営の維持強化を図る意欲ある畜産農家が、令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に、愛媛県内で飼養するために次に掲げる素畜の導入等に要した経費	
	ア 搾乳用に供する乳用雌牛（乳用雌牛） 家畜市場等から導入した生後24か月未満の初妊牛であること	1/2 以内
	イ 繁殖用に供する雌和牛（繁殖雌牛） 家畜市場から導入した生後12か月未満の未経産の雌和牛であること（市場導入）、又は、自家産牛の保留であって、令和8年12月末時点で生後12か月以上の雌和牛であること（自家保留）	1/2 以内 なお、自家保留にあつては定額
	ウ 肉用和子牛（肥育素牛） 家畜市場から導入した生後10か月未満の和子牛であること（一般）、又は、愛媛あかね和牛肥育生産者にあつては、「肉用牛売却所得の課税の特例措置について（平成23年12月27日付け23生畜第2123号農林水産省生産局長通知）」に基づく売却証明書等の交付を受けた生後10か月未満の愛媛あかね和牛肥育素牛であること（あかね）	1/10 以内* ※県外家畜市場からの導入は減算(25%以上)、愛媛あかね和牛に係る導入は加算(25%以内)を実施
	エ 繁殖母豚 種豚業者等から導入した生後7か月未満の未経産雌豚（純粋種、交雑種、甘とろ）	定額* ※愛媛甘とろ豚に係る導入は加算(25%以内)を実施
	オ 採卵素雛 孵卵場等から導入した自己経営内で採卵用に飼養する生後130日未満の採卵素雛	定額
2 団体事務費	事業主体が1の事業の執行に要する事務経費	定額

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 8 年度愛媛県家畜導入緊急支援事業計画承認申請
及び補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体の長 印

令和 8 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和 8 年度愛媛県家畜導入緊急支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、事業計画の承認及び補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

別紙のとおり

（注）押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

(別紙)

令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業実施計画（実績報告）

1 事業の目的

2 家畜導入緊急支援事業計画（実績報告）及び負担区分

(1) 事業総括表

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 素畜導入支援費				
2 団体事務費				
合 計				

(2) 素畜導入等計画（実績）頭羽数

(単位：頭、羽)

区分	細区分	頭羽数	補助金額	備 考
乳用雌牛	—			
繁殖雌牛	市場導入			
	自家保留			
肥育素牛	一 般			
	あかね			
繁殖母豚	純粋種			
	交雑種			
	甘とろ			
採卵素雛	—			

(3) 飼養頭羽数維持増加計画（実績）

区 分	取組農家数	事業前頭羽数	事業後頭羽数	備考
酪農				
肉用牛				
養豚				
採卵鶏				

※ 事業前は R7.12 末時点、事業後は R8.12 末時点の取組農家の飼養頭羽数総計を記載のこと

3 収支予算（収支精算）

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算（精算）額	備考
県補助金		
そ の 他		
合 計		

（2）支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算（精算）額	備考
1 素畜導入支援費		
2 団体事務費		
合 計		

※ 団体事務費は、「備考欄」に積算基礎（実績）を記載のこと。なお仕訳は、旅費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料等とする。

4 事業完了予定日（事業完了日） 年 月 日

5 添付書類

（1）事業内容一覧表（別添1）

（2）取組農家計画（実績）個票（別添2）

（3）その他、知事が必要と認めた書類

※既に承認を受けた内容から変更がない場合は、添付書類を省略することができる。

(別添1)

令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業内容一覧表

1 取組農家一覧

(頭羽、円)

No.	取組農家名	導入素畜		事業費	(負担区分)	
		種別	頭羽数		県補助金	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合計						

- ※ 種別毎に作成するとともに、1枚に収まらない場合は、行の追加又は別様とすること。
- ※ 種別は、乳用雌牛、繁殖雌牛、肥育素牛(一般・県内)、肥育素牛(一般・県外)、肥育素牛(あかね)、繁殖母豚(純粋)、繁殖母豚(交雑)、繁殖母豚(甘とろ)、採卵素雛とする。
- ※ 実績報告にあたっては、各取組農家の素畜導入等の取組実績を証する書類(素畜種別、頭羽数、導入価格などが分かるもの)の写しを添付すること。

(別添2：乳用雌牛用)

令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業取組農家計画（実績）個票

1 基本情報

氏名等		畜種区分	酪農
住所			
事業要件	<input type="checkbox"/> 飼養している家畜の頭羽数の維持増加に努めます		

※ 本事業は愛媛県内の飼養頭羽数の維持増加を目的とした事業です。支援を受けたい場合は、**事業要件の口**に**チェック（✓）**を必ず付けてください。

※ お手数ですが、実績個票も計画時と同様に記載願います。

2 維持増頭計画（実績）

事業前の飼養頭数	事業後の飼養頭数	備考

※ 愛媛県内の農場で飼養している総頭数を記載してください（事業前は R7. 12 末時点、事業後は R8. 12 末時点（計画個票では目標値））。

3 素畜導入等取組計画（実績）

農場地	個体識別番号	単価	補助率等	補助金
計			—	

※ 農場地欄には、素畜導入等を実施する農場が所在する愛媛県の市町名を記載してください。
なお、**県外農場地への素畜導入等は事業対象外**です。

※ 計画時には、個体識別番号欄は導入頭数を記載し、補助金欄は導入頭数×単価×補助率等（千円単位：端数切捨）で算出してください。

※ 実績報告時には、1行に1頭分を記載してください。補助金欄は単価×補助率等（千円単位：端数切捨）で算出してください。

※ 行が不足する場合は、行を追加または別様としてください。

(別添2：繁殖雌牛用)

令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業取組農家計画（実績）個票

1 基本情報

氏名等		畜種区分	肉用繁殖
住 所			
事業要件	<input type="checkbox"/> 飼養している家畜の頭羽数の維持増加に努めます		

※ 本事業は愛媛県内の飼養頭羽数の維持増加を目的とした事業です。支援を受けたい場合は、**事業要件の口**に**チェック（✓）**を必ず付けてください。

※ お手数ですが、実績個票も計画時と同様に記載願います。

2 維持増頭計画（実績）

事業前の飼養頭数	事業後の飼養頭数	備 考

※ 愛媛県内の農場で飼養している総頭数を記載してください（事業前は R7. 12 末時点、**事業後は R8. 12 末時点（計画個票では目標値）**）。

3 素畜導入等取組計画（実績）

農場地	細区分	個体識別番号	単価	補助率等	補助金
計				—	

※ 農場地欄には、素畜導入等を実施する農場が所在する愛媛県の市町名を記載してください。
なお、**県外農場地への素畜導入等は事業対象外**です。

※ 細区分には、「市場導入」「自家保留」のいずれかを記載してください。

※ 計画時には、個体識別番号欄は導入頭数を記載し、補助金欄は導入頭数×単価×補助率等で算出（千円単位：端数切捨）してください。

※ 自家保留の単価にあつては、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格を適用してください。

※ 実績報告時には、1行に1頭分を記載してください。補助金欄は単価×補助率等（千円単位：端数切捨）で算出してください。

※ 行が不足する場合は、行を追加または別様としてください。

(別添2：肥育素牛用)

令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業取組農家計画（実績）個票

1 基本情報

氏名等		畜種区分	肉用肥育
住 所			
事業要件	<input type="checkbox"/> 飼養している家畜の頭羽数の維持増加に努めます		

※ 本事業は愛媛県内の飼養頭羽数の維持増加を目的とした事業です。支援を受けたい場合は、**事業要件の口**に**チェック（✓）**を必ず付けてください。

※ お手数ですが、実績個票も計画時と同様に記載願います。

2 維持増頭計画（実績）

事業前の飼養頭数	事業後の飼養頭数	備 考

※ 愛媛県内の農場で飼養している総頭数を記載してください（事業前は R7. 12 末時点、**事業後は R8. 12 末時点（計画個票では目標値）**）。

3 素畜導入等取組計画（実績）

農場地	細区分	個体識別番号	単価	補助率等	補助金
計				—	

※ 農場地欄には、素畜導入等を実施する農場が所在する愛媛県の市町名を記載してください。
なお、**県外農場地への素畜導入等は事業対象外**です。

※ 細区分には、「一般・県内」「一般・県外」「あかね」のいずれかを記載してください。

※ 計画時には、個体識別番号欄は導入頭数を記載し、補助金欄は導入頭数×単価×補助率等（千円単位：端数切捨）で算出してください。

※ 補助金は、事業費×補助率等×加算または減算によって算出してください。

※ 実績報告時には、1行に1頭分を記載してください。補助金欄は単価×補助率等（千円単位：端数切捨）で算出してください。

※ 行が不足する場合は、行を追加または別様としてください。

(別添2：繁殖母豚用)

令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業取組農家計画（実績）個票

1 基本情報

氏名等		畜種区分	養豚
住所			
事業要件	<input type="checkbox"/> 飼養している家畜の頭羽数の維持増加に努めます		

※ 本事業は愛媛県内の飼養頭羽数の維持増加を目的とした事業です。支援を受けたい場合は、**事業要件の口**に**チェック（✓）**を必ず付けてください。

※ お手数ですが、実績個票も計画時と同様に記載願います。

2 維持増頭計画（実績）

事業前の飼養頭数	事業後の飼養頭数	備考

※愛媛県内の農場で飼養している総頭数を記載してください（事業前はR7.12末時点、**事業後はR8.12末時点（計画個票では目標値）**）。

3 素畜導入等取組計画（実績）

農場地	細区分	頭数	補助率等	補助金
計			—	

※ 農場地欄には、素畜導入等を実施する農場が所在する愛媛県の市町名を記載してください。
なお、**県外農場地への素畜導入等は事業対象外**です。

※ 細区分には、「純粋種」「交雑種」「甘とろ」のいずれかを記載してください。

※ 補助金は、頭数×補助率等（千円単位：端数切捨）によって算出してください。

※ 行が不足する場合は、行を追加または別様としてください。

(別添2：採卵素雑用)

令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業取組農家計画（実績）個票

1 基本情報

氏名等		畜種区分	採卵鶏
住 所			
事業要件	<input type="checkbox"/> 飼養している家畜の頭羽数の維持増加に努めます		

※ 本事業は愛媛県内の飼養頭羽数の維持増加を目的とした事業です。支援を受けたい場合は、**事業要件の口**に**チェック（✓）**を必ず付けてください。

※ お手数ですが、実績個票も計画時と同様に記載願います。

2 維持増頭計画（実績）

事業前の飼養羽数	事業後の飼養羽数	備 考

※愛媛県内の農場で飼養している総羽数を記載してください（事業前はR7.12末時点、**事業後はR8.12末時点（計画個票では目標値）**）。

3 素畜導入等取組計画（実績）

農場地	羽数	補助率等	補助金
計		—	

※ 農場地欄には、素畜導入等を実施する農場が所在する愛媛県の市町名を記載してください。
なお、**県外農場地への素畜導入等は事業対象外**です。

※ 補助金は、羽数×補助率等によって算出してください。

※ 行が不足する場合は、行を追加または別様としてください。

様式第2号（第7条関係）

令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった家畜導入緊急支援事業を下記のとおり変更したいので、令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

(注) 記以下は様式第1号を準用する。ただし、「1 事業の目的」は、「1 変更の理由」に変更し、記載のこと。

(注) 変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付資料は、実施計画承認申請及び補助金交付申請書（様式第1号）に添付したものから変更があった場合、変更後のものを添付すること。

(注) 押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

様式第3号（第8条関係）

令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった家畜導入緊急支援事業を中止（廃止）したいので、令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

（注）押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

様式第4号（第9条関係）

令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体の長

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった
愛媛県家畜導入緊急支援事業の遂行状況について、令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援
事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	完了予定年月日	
	円	%	円		

様式第 5 号（第 10 条関係）

令和 8 年度愛媛県家畜導入緊急支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった家畜導入緊急支援事業の実績について、令和 8 年度愛媛県家畜導入緊急支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき報告します。

記

（注）記以下は様式第 1 号を準用する。

（注）押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

様式第 6 号（第 10 条関係）

令和 8 年度愛媛県家畜導入緊急支援事業費補助金に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体の長

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で交付決定の通知があった令和 8
年度愛媛県家畜導入緊急支援事業費補助金について、令和 8 年度愛媛県家畜導入緊急支
援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第 11 条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
¥ ー
- 2 補助金額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
¥ ー
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
¥ ー
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
¥ ー

(注)

- 1 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第7号（第12条関係）

令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業費補助金精算払請求書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった家畜導入緊急支援事業について、令和8年度愛媛県家畜導入緊急支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

¥ _____

【内訳】

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

(注) 押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本人責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

様式第 8 号 (第 14 条関係)

令和 8 年度愛媛県家畜導入緊急支援事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった家畜導入緊急支援事業について、令和 8 年度愛媛県家畜導入緊急支援事業費補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

¥ _____

【内訳】

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

【概算払を必要とする理由】

(注) 押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)